

**【文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課関係】**

背景

○ 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」(平成27年12月)

- ・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
- ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、**学校運営協議会制度を導入した学校**(コミュニティスクール)を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された



○ 社会教育法、地教行法(平成29年3月改正、同年4月施行)

- 上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月)を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、
- ・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定を整備(社会教育法)
 - ・学校運営協議会の設置(コミュニティスクールの導入)を努力義務化するとともに、**学校運営に必要な支援についても協議することを規定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)**



○ 補助事業による財政的支援

2020年度予算(案)において、地域と学校の連携・協働体制の構築を推進するための予算を計上

(地域と学校の連携・協働体制構築事業:約67億円)

目標

- ・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
 - ・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す
- (第三期教育振興基本計画 2018年度～2022年度)

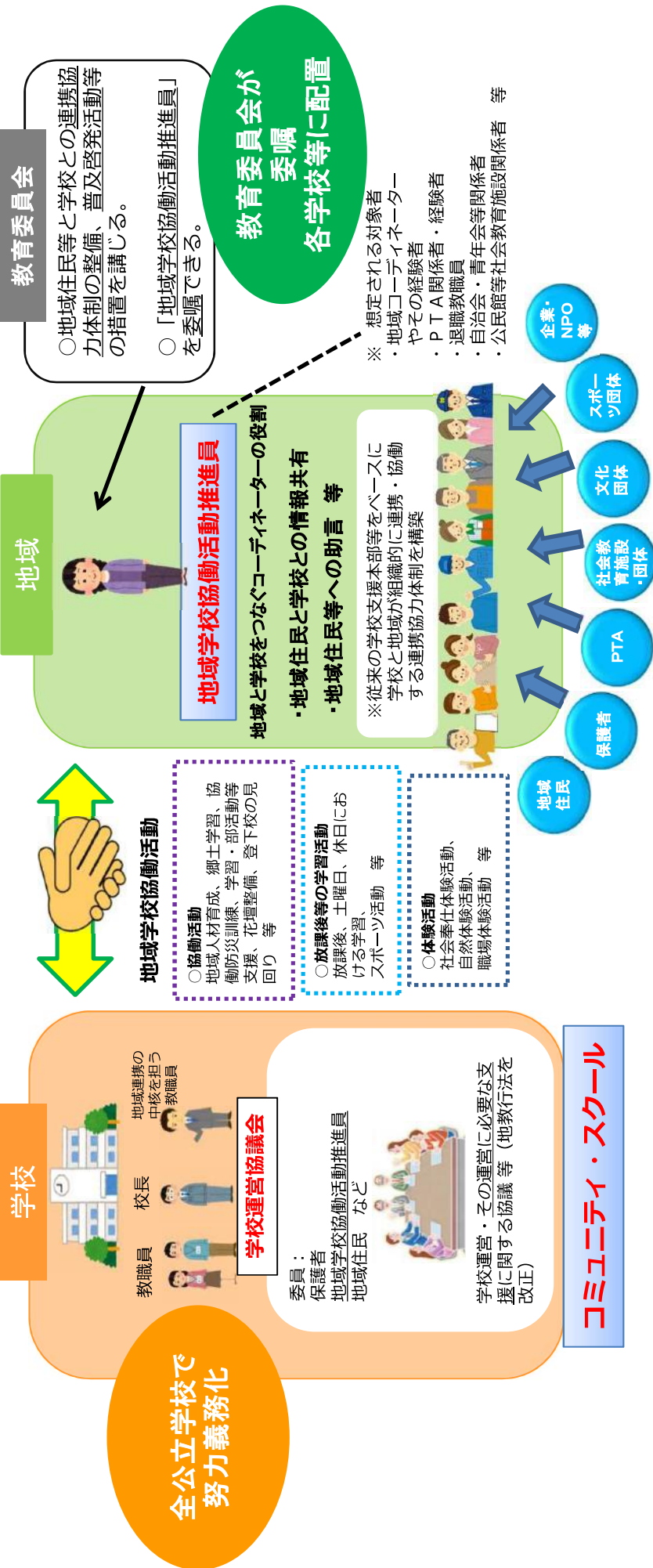
地域とともにある学校づくり ～キーワードは「協働」

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正（地教法、社教法）

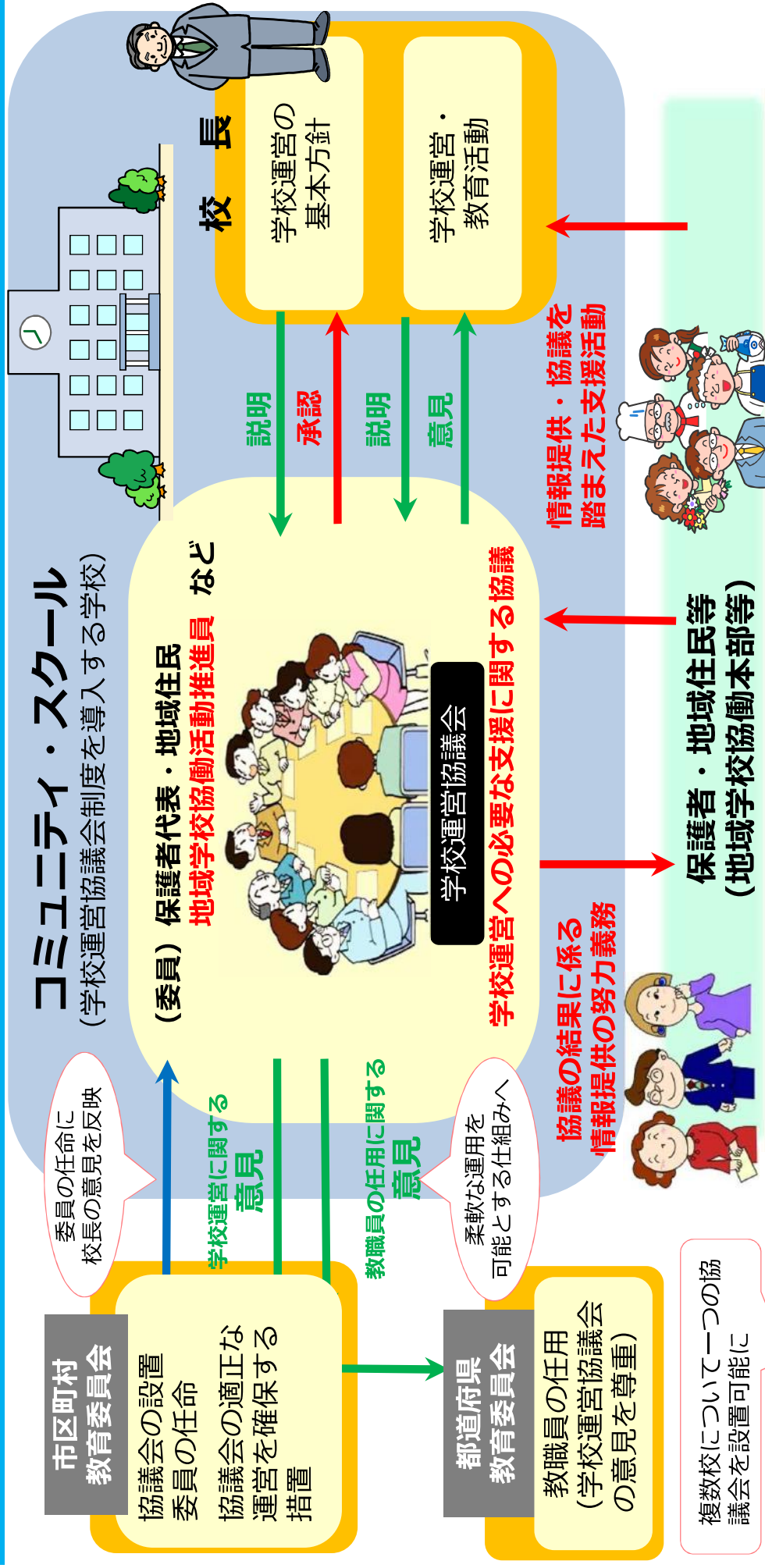
改正の概要（平成29年4月施行）

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである**学校運営協議会**の設置を努力義務化。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を全国的に推進するため、**社会教育法**を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「**地域学校協働活動推進員**」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域と学校の協働体制のイメージ>



地教法改正後のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み（H29.4～）

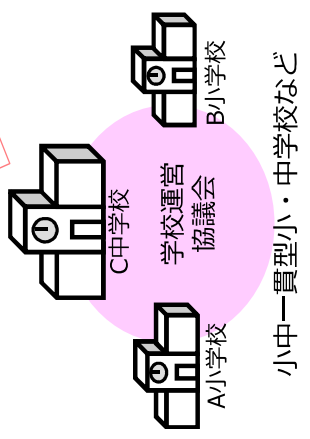


＜学校運営協議会の主な役割＞

地教法第四十七条の六

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

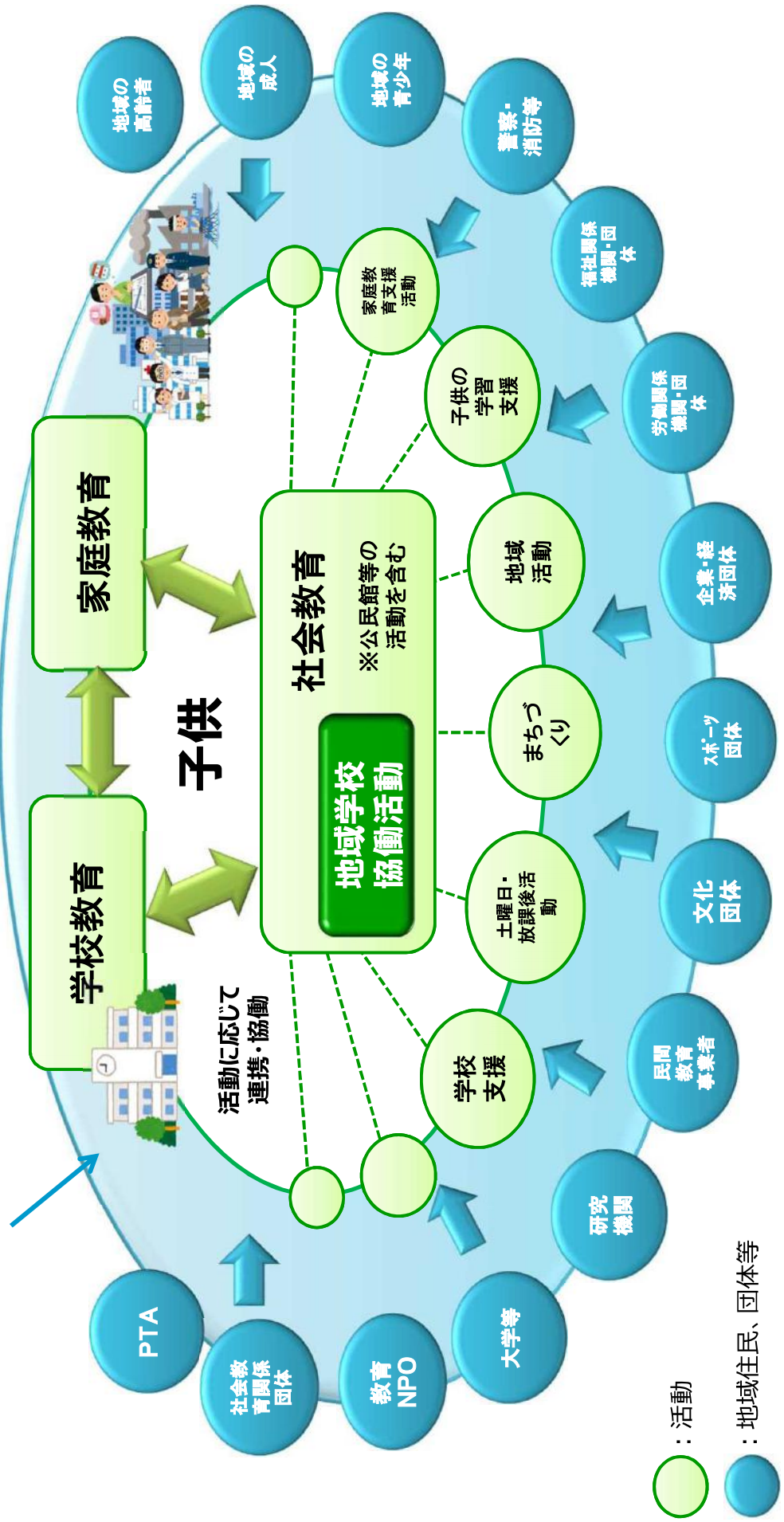
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること



地域学校協働活動の概念図

- 「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動
- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働
- 従来の地縁団体だけでなく、新しいつながりにより地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせて実施する活動

学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆ 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆ 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆ 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆ 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆ 中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆ 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆ 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供（土曜学習応援団）など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆ 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地域学校協働本部とは

● 社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制。

【地域学校協働本部の3つの要素】

- ① コーディネート機能
- ② 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ③ 継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

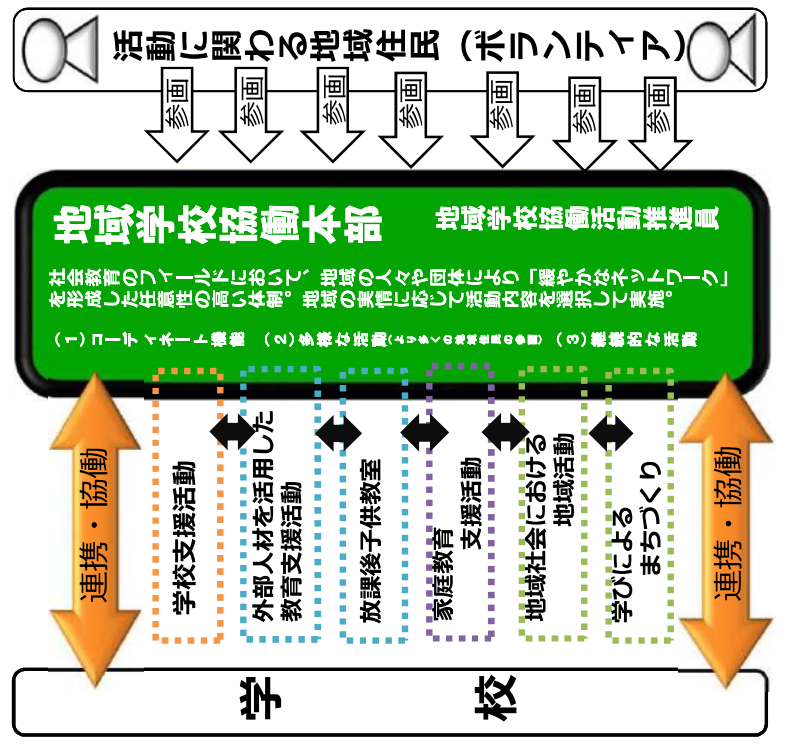
体制（ネットワーク）なので、3要素が揃っていれば、必ずしも会議体や事務所を設けなくてはいけないものではない

● 地域と学校が子供たちの育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、取組を以下の方角へ発展させていく

- 「支援」 → 「連携・協働」へ
- 「個別の活動」 → 「総合化・ネットワーク化」

地域学校協働本部
の定義
(中教審答申より)

イメージ



なぜ地域学校協働本部を整備するのか？ ～3つの要素から～

① コーディネート機能

- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター含む）を中心に、地域学校協働活動全体としての目標・ねらいが共有できる。
- 様々な分野に強みを持つ人々が集うことにより、コーディネーター個人を超えた、より広い地域人材の確保・ネットワークの構築が可能に。

② 多様な活動

- 多様な人材・活動がつながることにより、興味関心や思いを同じくする仲間ができ、そこから新たな活動が生まれる。
- 実施する活動が多様なものになることにより、参加できる活動やメニューが広がるため、活動に参加できる子供や地域の方が増える。

③ 継続的な活動

- 関係する様々な人材が有するネットワークを活用できるため、コーディネーター個人の人脈に依存せず、継続的に活動することが可能に。
- 様々な活動・人材の情報を共有できるため、活動間での偏り（参加される地域の方の人数、開催場所、時間等）を調整し、安定的に活動が可能に。

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の推進状況【学校数】

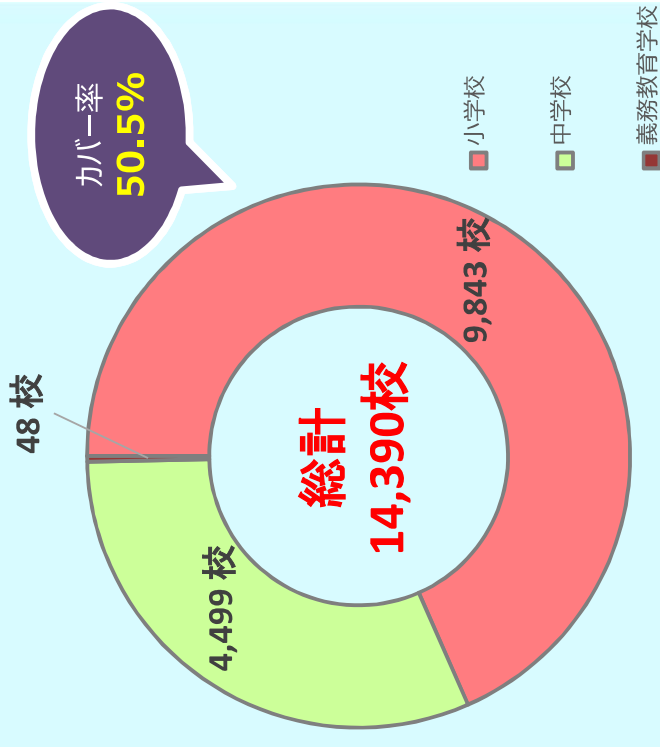
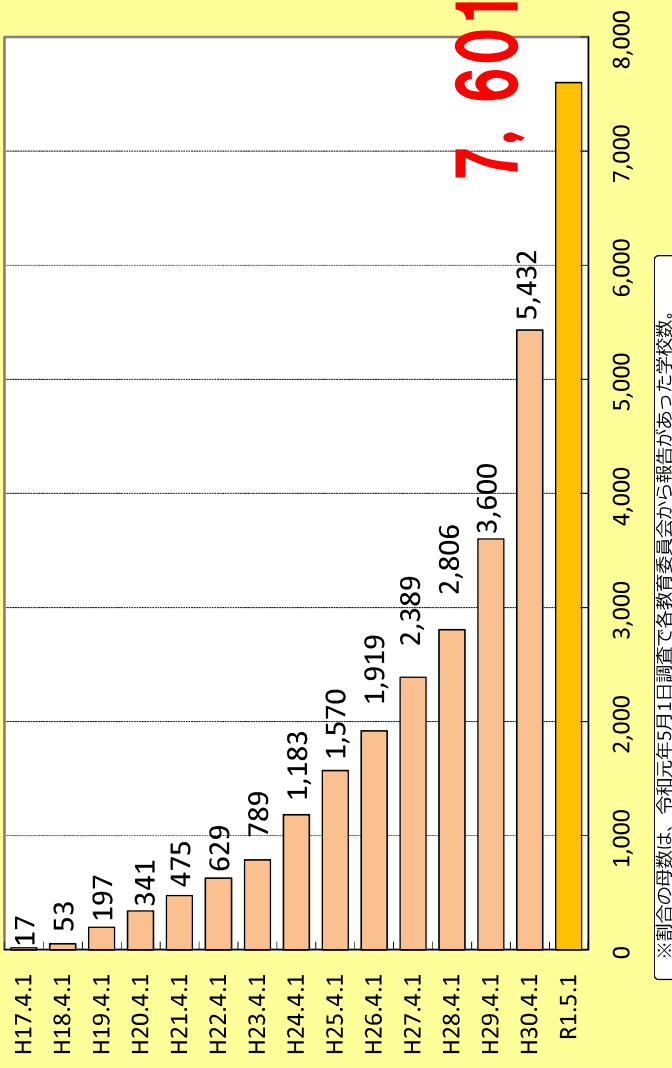
学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県のうち **7,601校** (令和元年5月1日現在)
 全国の学校のうち、**21.3%**がコミュニティ・スクールを導入
 (小・中・義務教育学校23.7%、高等学校・中等教育学校14.4%、
 特別支援学校12.1%)

地域学校協働本部がカバーする

小・中・義務教育学校数：**14,390校**

全国の小・中・義務教育学校のうち、**50.5%**をカバー



目標

- ・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
 - ・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す
- (第三期教育振興基本計画 2018年度～2022年度)

「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

P 計画

- 学校運営の基本方針の承認
 - ・教育課程・組織編成
 - ・学校予算・施設管理

- ・地域学校協働活動に関する協議
 - 何を目的・目標にして行うのか？
 - どのようなふうに行うのか？（効果的な手段は？）
 - 学校の「教育課程」とどう関連付けるのか？

地域学校協働本部



地域学校協働活動推進員 【地域と学校をつなぐコーディネーターの役割】

子供たちが志を果たしていける未来を目指して

地域学校協働活動

- ・授業補助
- ・ふるさと学習
- ・課題解決学習
- ・キャリア教育支援
- ・読み聞かせ
- ・登下校の見守り
- ・放課後子供教室
- ・学校行事
- ・地域行事等

校長

学校運営協議会

- 【委員】
- ・保護者 (PTA) 代表・地域学校協働活動推進員
 - ・企業・組織 (青年会議所・社会福祉協議会)
 - ・接続校の管理職 等

- ・学校運営に関する意見
- ・教職員の任用に関する意見
- ・地域学校協働活動の改善

＜次年度に向けて＞

- ・目的・目標の(再)設定・微修正
- ・具体的な手段・方法の工夫・変更
- ・何をスクラップ・統合するか？
- ・新たな課題への対応をどうするか？
- ・どのように「業務改善」を行うか？等

教育委員会

A 改善

授業評価

- ・学校評価 (自己評価・学校関係者評価)

- ・地域学校協働活動 (放課後子供教室・地域未来塾等) の評価
 - コーディネート機能
 - 多様な活動
 - 継続的な活動

C 評価

D 実行

地域と学校の連携・協働体制構築事業

(旧 地域学校協働活動推進事業)

令和2年度予算額 (案) 6,737百万円
 (前年度予算額 5,924百万円)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3



地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた**基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進**が必要。

目標	2022年度までに全小中学校区において、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。その際、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進を図る。
事業内容	「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進 するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「 地域学校協働本部 」の整備を推進するほか、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援する。ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「 地域学校協働本部 」の整備を進め、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。
補助要件	①コミュニティ・スクールの導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること ②地域学校協働活動推進員を配置すること
概要	<p>地域学校協働活動推進員を中心に、協働活動支援員や協働活動サポートボランティアが幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動</p> <p>地域学校協働本部 8,000本部</p> <p>学校運営・その運営に必要な支援に関する協議等（地教法第47条の6）を行う協議会委員に地域学校協働活動推進員を任命する等、コミュニティ・スクールと一体的に推進する。</p>



地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

多様な**地域学校協働活動**のうち、**学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助**を行う。

【重点的に補助を行う地域学校協働活動】

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
 例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
 ① 登下校に関する対応
 ② 放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
 ③ 児童生徒の休み時間における対応
 ④ 校内清掃
 ⑤ 部活動
- 地域における学習支援・体験活動
 (放課後等における学習支援活動等)

地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動 (放課後子供教室・地域未来塾)



(前年度予算額 5,924百万円)

(令和2年度予算額 (案) 6,737百万円)

文部科学省

(地域と学校の連携・協働体制構築事業の内数 令和2年度予算額 (案) 6,737百万円)

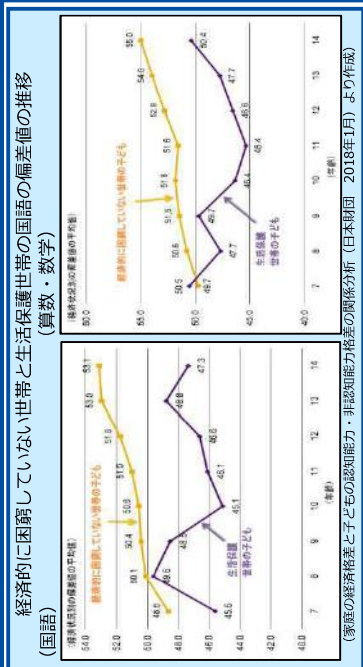
趣旨・目的

全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援・体験活動等

現状と課題

児童生徒や家庭の社会的経済的背景 (SES) と学力には相関関係があるとされている

家庭の事情に左右されず、誰もが学習できる環境づくりが必要



地域学校協働活動*

地域住民等の参画による放課後等の学習支援

全ての児童生徒を対象に、放課後や土曜日、夏休み等に、学校の空き教室や図書室、公民館等において、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により、学習支援等を実施

学習支援員・協働活動支援員等
(学習支援等の実施、サポート)

参画

退職教員、大学生、地域の高齢者、民間教育事業者等の
様々な地域人材

地域学校協働活動推進員
(地域と学校をつなぐコーディネーター)

連携・協働

地域学校協働本部において、地域住民等の協力を得ながら地域における学習支援等を実施

- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境の実現
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能



【地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の例】

- 予習・復習、補充学習・ICT (学習アプリ等) を活用した学習
- 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム
- 大学生等による進路相談
- 実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験、スポーツ教室など



- 実費以外は原則利用者負担なし
- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
- 放課後子供教室や地域未来塾等を活用して実施
- 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な人材が学習を支援
- 複数の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
- 地域学校協働活動の一環として、学習支援員や協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

※地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

背景・課題

○現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。

○小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるもの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の表情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

○そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

■放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）

■全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。

■両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

■子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

「新・放課後子ども総合プラン」の推進

趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、**一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める**

目標等

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

■放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）

■全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で**一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**

■両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約**80%を小学校内で実施**することを旨す。

■子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）

すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施

67億円の内数

2020年度予算額
(案)

実施数

19,260教室



一体型

5,361か所

登録児童数

—

1,299,307人

新規開設の
小学校での割合

—

58%
(3,797か所のうち2,214か所)

実施場所

小学校 72.2%、その他（公民館、中学校など）27.8%

小学校 53.6%、その他（児童館、公的施設など）46.4%

放課後児童クラブ（厚生労働省）

共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供

977.8億円



25,881か所

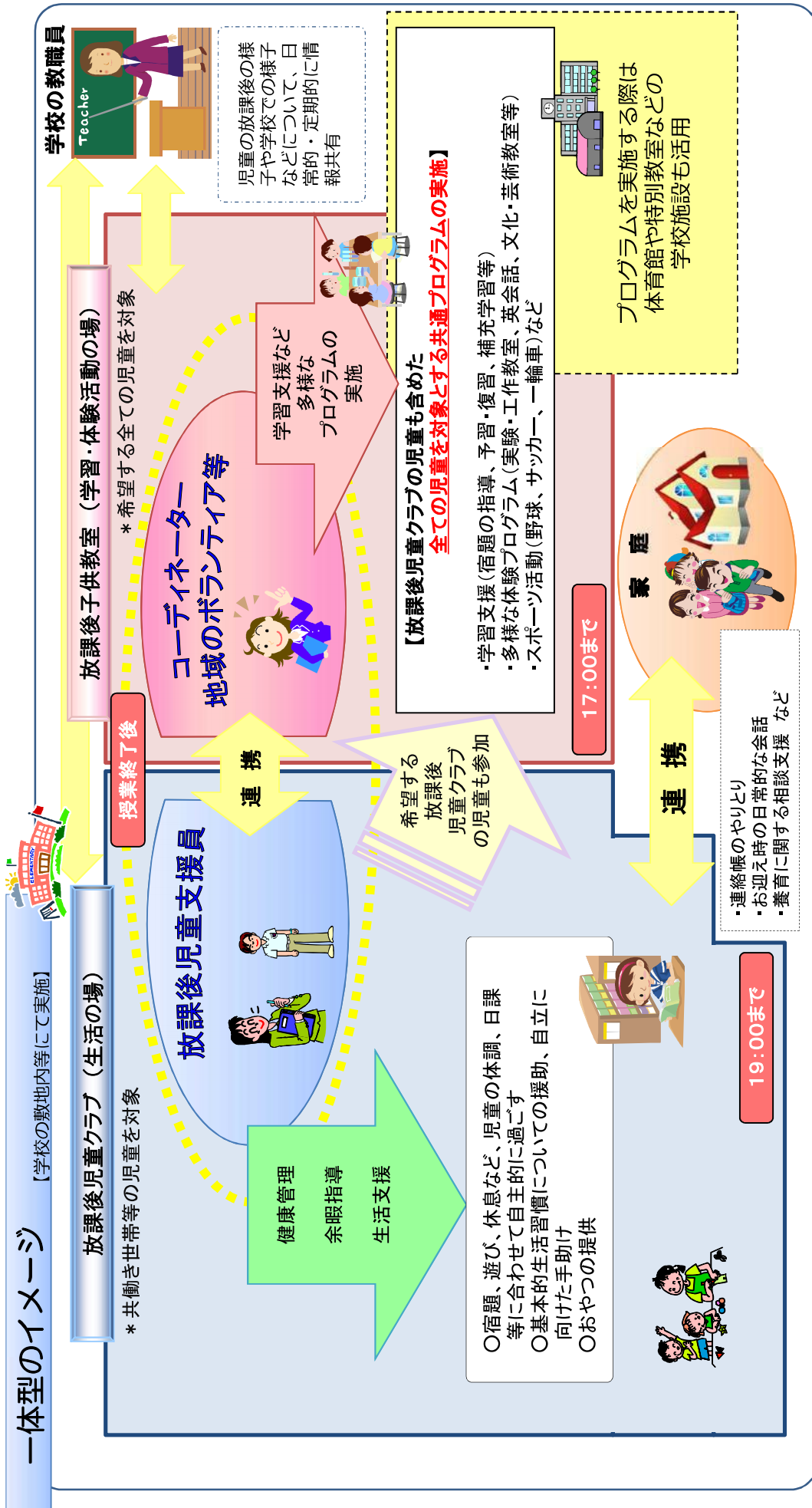
※放課後子供教室の教室数は令和元年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和元年5月時点の数値を記載

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

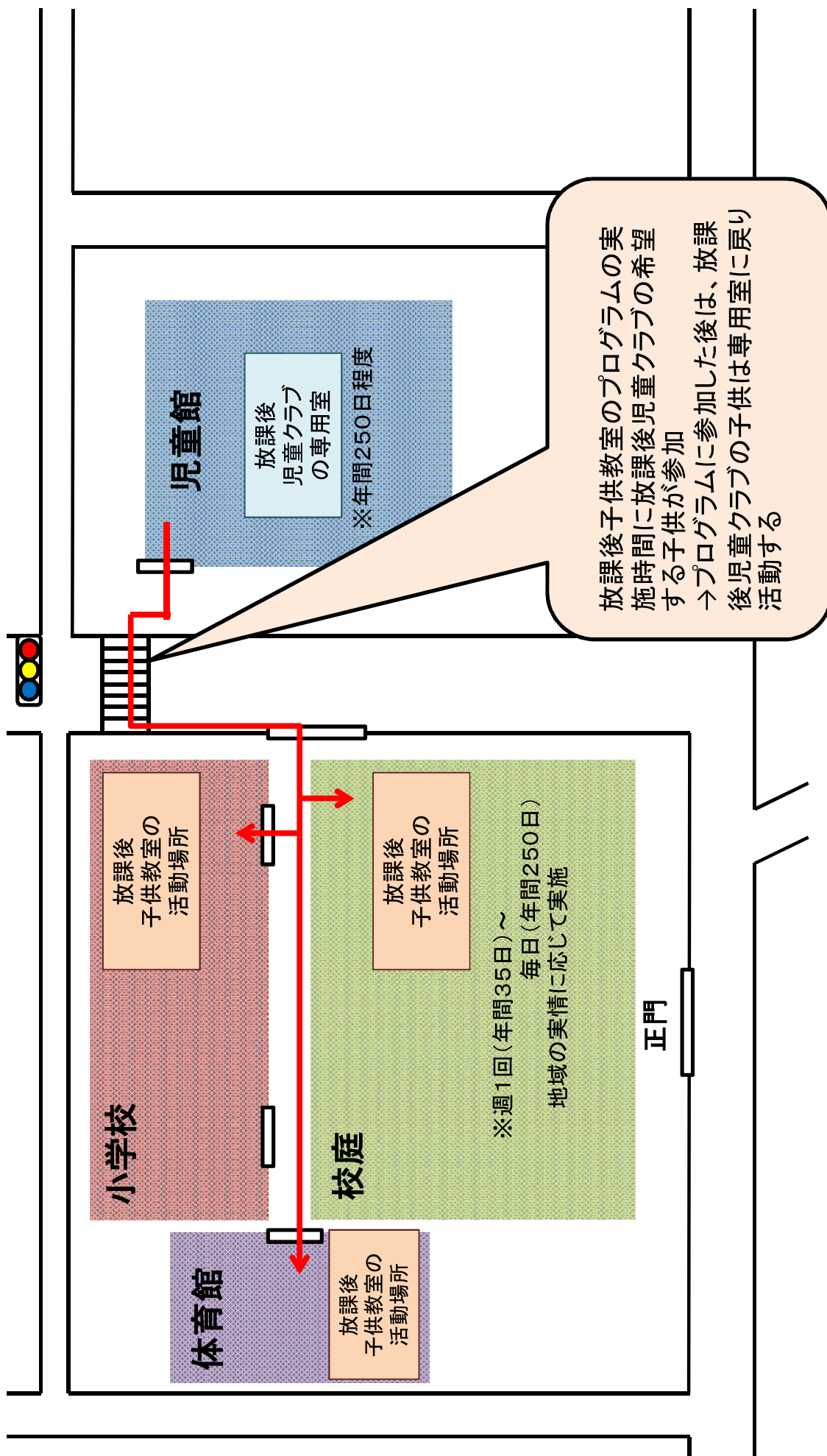
- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
 - 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用
- ※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等にに応じて実施

一体型のイメージ



放課後児童クラブと放課後子供教室の「一体型」のイメージ

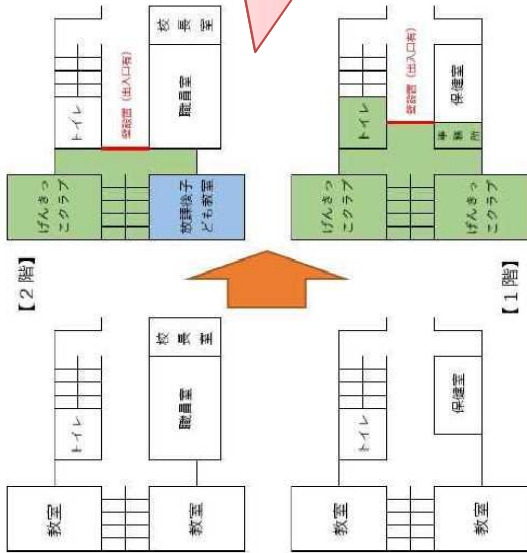
※原則、子供たちのみで安全に移動出来る場合（隣接または通りを挟んだ向かい）



余裕教室等の活用事例

貞光小学校 徳島県つるぎ町

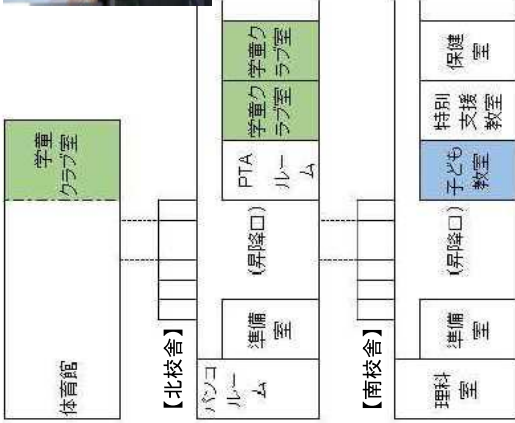
【貞光放課後子ども教室】【貞光げんきっこクラブ】



小学校の改装に伴い、余裕教室4部屋を放課後児童クラブに転用した。平成27年度から校区で放課後子供教室を開始、平成28年度から児童クラブで使用していた1部屋を放課後子供教室で活用し、一体型として実施している。

小平第八小学校 東京都小平市

【小平第八放課後子ども教室】【小平第八小学児童クラブ】



放課後子供教室及び児童クラブは、以前より学校に設置され一体型として運用されていたが、児童クラブ入会児童数の増加に伴い、児童クラブとして平成30年度に1部屋、平成31年度にさらに1部屋を転用し、児童クラブ室は現在3部屋となっている。

◇学校施設徹底活用の工夫

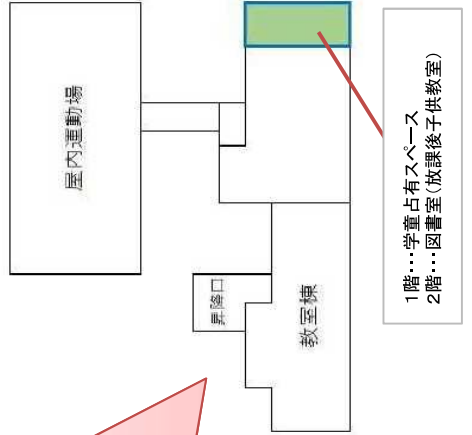
最初の1部屋は、体育館の準備室を活用して児童クラブ室に転用した。あとの2部屋も様々な目的で学習活動等に利用されてきた教室であったが、平成30年度に児童クラブ室とする際に、教室配置の調整を学校に依頼し転用。また平成31年度には、低学年が中心の児童クラブのために、1階ランチルームを児童クラブ室とし、3階教室をランチルームへと改修して使用している。体育館・校庭は、そのつどの手続きながら使用できるように取り決めを行っている。

- ・放課後子供教室は平成16年度開設。地域の方及び保護者の協力により、24種類の教育プログラムを子供たちに提供。
- ・高学年の授業時間への配慮や移動のための動線確保により、放課後子供教室と放課後児童クラブが一体型として円滑に活動。

大浜学園(大坂小学校・千浜小学校) 静岡県掛川市

【大浜学園放課後子ども教室】【千浜小学児童保育所】

1階は、余裕教室を転用して児童占有スペースとした。授業日の放課後は体育館を主な活動場所とし、夏季休業日等は2階の図書室も含め放課後子供教室のプログラム実施に活用している。



幅広い地域住民・学生・企業NPOが参画した「一体型」の放課後子供教室の事例

放課後子供教室『あしやキッズスクエア』（市内全8小学校実施） 兵庫県芦屋市

活動の概要

- ・地域（校区）、教員OBの見守りスタッフと高校・大学生のボランティアによる**児童の自由な居場所作り事業**と企業・NPO団体・地域等の**幅広い人材の参画による多様な体験プログラム事業**の2つの事業を実施。
- ・子どもが地域とのかかわり減少・体力低下・同じ地域の児童が公立私立学校の異なる学校に通うため関係が希薄など、放課後子供教室事業の多様な活動を通して**市の課題解決を図る**。
- ・**地域住民が生きがい**をもち、**高校大学生の承認欲求**を満たし、**企業NPOが社会貢献**を図る事業運営



地元高校生が児童の絵画のクジラの日に合わせ実施「クジラ」体験プログラムの様子

実施内容	放課後子供教室	放課後児童クラブ
対象	市内在住全小学1～6年 (公立・私立問わない)	共働き家庭等 小学1～6年
開催日数	約230日	約288日
主な開催日	平日の放課後 (長期休業時も実施)	平日放課後及び土曜日 (長期休業時も実施)
子ども平均参加人数	約30人 (1小学校あたり)	約32人 (1カ所あたり)
開催場所	小学校余裕教室等・校庭	小学校内専用施設・校庭等

体験プログラムの内容

年間880回実施・学生ボランティアのべ800名参加

- 体験プログラム（地域）** 落語、将棋、折り紙、ペタンク、習字、芦屋かるた、震災伝承、走り方、ゴルフ、卓球、絵画、科学遊び、英語、エゴ、手芸、コマ、民話、海外文化交流等多数
- 企業・NPO・大学連携・自治体等体験プログラム** 食育、プログラミング、大工、釣り、防災、街探検・駄菓子屋経営（祭り出店）、未来の自動車、学芸やイラストレーターと絵画、土器教室、認知症サポーター等多数（JR西日本・江崎グリコ・大塚食品・BMW・コープ神戸・ユニセフ・放課後NPOアフタースクール等多数）
- 県立芦屋高校ラグビー部・甲南高校ボランティア委員会・芦屋大学・神戸大学・神戸学院大学が協力。高校生「こどもと思いきり遊ぶ活動」は、大学教授より児童・高生のかかわりの重要性を評価**
キッズスクエアをきっかけに秋祭りだんじり高校生参加、高校文化祭に児童参加。高校生自主企画体験プログラム実施・ムービー作成など、企業・高校生協働・大学ゼミ・留学生等、多様な連携・参画を実施

ポイント

- 異年齢・異世代が日常生活でコミュニケーションのとれる関係を育む「裏路地の再構築」をめざし、地域コミュニティのつながり形成に貢献。
- 主体的に「群れて遊ぶ」ことを重視し、ルールを細かく設けず「人の嫌がること、迷惑なことをしない」とし、スタッフの個性を尊重し見守る。体験プログラムは、自由参加。（年間保険料800円のみで年間各100程度のプログラムに参加可能・こども主体の部活開催・開催は毎日授業終了後すぐ）
- 広報誌（英語版含む）・広報チャンネル・シテイプロモーション・企業NPO広報・高校生製作動画等多様な媒体を活用し、積極的に展開し、**スタッフ・ボランティア・企業NPOが参画しやすい環境を整備し、特定の人・団体に頼らず、児童が多様な人と関わられる環境を作る**。

取組の効果

- ・アンケート保護者満足度**79%**、児童満足度**86%**、児童登録率**50%以上**（市内公立小学校児童半数以上登録・全小学校登録率**45%以上**）
- ・児童の自由を尊重しているが、きめ細かに安全配慮の児童クラブと事故率は同水準と安全と自由の両立。
- ・こども、小学校、保護者、地域、高校大学生、企業NPO、自治体、芦屋（世の中）がよくなる**芦屋8方よし**をめざし新たな相互協働活動を実施。

家庭教育支援の推進について

家庭教育の位置づけ

- 家庭教育は、**すべての教育の出発点**であり、父母その他の保護者が子供に対して行う教育。
- 子供の豊かな情操、家族を大切にすることを思いやり、命を大切にすることを大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを含め、**子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うもの。**

◆教育基本法(平成18年法律第120号)(抄) (家庭教育)

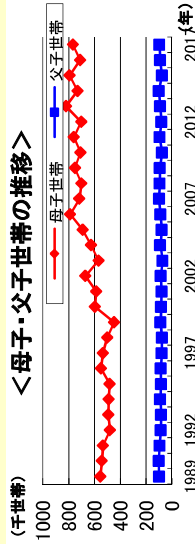
第10条 父母その他の保護者は、子の教育について**第一義的責任を有するもの**であって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、**保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

家庭教育を取り巻く状況

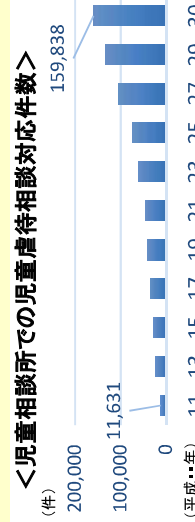
家庭教育を行うことが困難な社会

- 核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、**家庭を取り巻く環境が変化**
- 子育ての**悩み・不安**を持つ家庭の増加



様々な家庭の実情への配慮が必要

- 様々な課題を抱えつつ、地域から孤立し、自ら相談の場にはアクセスすることが困難な家庭など**支援が届きにくい家庭**への対応
- **児童虐待**など、子供をめぐる状況が懸念



地域での家庭と学校の更なる連携

- 家庭環境の多様化に伴い、**地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが必要**
- **学校における働き方改革の推進**に伴い、家庭と学校との連携の必要性が増加

◆ **中央教育審議会答申(H31.1.25)(抜粋)**
「学校における働き方改革を進めるに当たっては、(中略)家庭の役割や責任を明確にしつつ具体的な連携を強化し、学校における働き方改革により増加することが見込まれる子供たちの学校外における時間を生かし充実したものとすることが重要」

文部科学省における取組

地域における取組の推進 (地域における家庭教育支援基盤構築事業)

地域人材の養成
(家庭教育支援員等)

支援体制の構築
(家庭支援チーム)

具体的な取組実施
(学習機会、相談等)

実践的な推進方策の調査検討 (家庭教育支援推進事業)

調査検討
(検討委員会)

実践検証
(モデル事業)

全国展開
(普及啓発)

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和2年度予算額(案) 75百万円
 (前年度予算額 73百万円)



背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化（児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)）〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会（地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)）〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要だと思う：90.9%(H25)〕
- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加（児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11) → 159,838件(H30) (H11年度に比べて、約13.7倍)）

※以下の取組を行う自治体（都道府県、市町村）を支援（計1,000カ所）（都道府県等(指定都市、中核市を含む)の場合、補助率は国：1/3、都道府県等：2/3)

地域人材の養成

家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成

地域の人材の参画(例)

家庭教育支援体制の構築

家庭教育支援員等の配置

- 小学校等に家庭教育支援員を配置するなど身近な地域における家庭教育支援の体制を強化

家庭教育支援チームの組織化

- 家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

【チーム構成員の例】
 子育て経験者、元教員、PTA関係者、SSW、民生委員、児童委員、児童委員、保健師 等

家庭教育を支援する取組

保護者への学習機会の効果的な提供

- 就学時健診や保護者会など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供（子育ての方法、虐待防止等）

親子参加型行事の実施

- 自己肯定感や自立心など、子育ての不安解消や社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

相談対応や情報提供

- 悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や対応を実施

支援が届きにくい家庭への対応（アウトリーチ型支援）の充実（児童虐待防止等）

- 家庭教育支援員等に対する研修強化（子供の育ちをめぐる課題（虐待等）対応）

保護者に寄り添うアウトリーチ型支援(※)の実施
 (※家庭教育の自主性を尊重しつつ、自宅や学校、企業等に向いて、個々の保護者に届ける支援（情報提供、相談対応、話し相手等）)

- 関係機関との協議・連携による情報共有等の実施

全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の構築

家庭教育支援推進事業

令和2年度予算額(案) 13百万円
(前年度予算額 14百万円)



- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
(児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)) (児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の割合：約76万世帯(H30))

- 身近な相談相手がない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会
(地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)) (子育てする人にとって地域の支えがとても重要、やや重要だと思う：90.9%(H25))

- 学校における働き方改革や「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、学校・家庭・地域のさらなる連携の必要性
(中央教育審議会答申(平成31年1月))

背景

家庭教育支援のための検討委員会等の実施

- 地域社会全体で家庭教育を支える体制整備の必要性
- 実態を踏まえた家庭教育支援方策を検討する必要性
- 子育ての悩みや不安など保護者が抱える課題等の実態把握
- 当該実態を踏まえた効果的な家庭教育支援方策の検討

教育と福祉の連携による家庭教育支援事業(委託事業)

- 就学や養育に不安を抱える保護者、未就園児の保護者からの相談が増加傾向
- 困難を抱える保護者への教育と福祉の連携の必要性

- 家庭教育支援チーム等と福祉関係機関等との連携体制を構築し、妊娠前から学齢期以降までの切れ目のない支援体制を整備



普及啓発・全国展開

全国家庭教育支援研究協議会の開催

家庭教育支援の全国的な普及を図るため、

- 家庭教育支援に関する優良事例の紹介や、実践検証の成果を踏まえた効果的な連携方策の共有
- 家庭教育支援チーム、家庭教育支援員等の研修・交流の場を設定



地域の実情に応じた効果的な家庭教育支援の推進

家庭教育支援に関連した施策の方向性

「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議決定) (抜粋)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

◇目標(6)：家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

・多様化する家庭環境に対し、**地域全体で家庭教育を支える**。また、地域社会との様々なかかわりを通して、子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに、**家庭や地域と学校との連携・協働を推進**する。

○家庭の教育力の向上

- ・関係府省が連携し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局との関係機関・関係者間で、支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。
- ・家庭教育支援員となる**人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実**を図るとともに、必要となる個人情報や円滑かつ適切な共有に係る好事例の収集や周知を行うなど、**様々な課題を抱えながらも地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化**する。

◇目標(14)：家庭の経済状況や地理的条件への対応

○地域の教育資源活用

- ・社会教育施設を活用した読書習慣の定着等の教育格差解消に向けた活動、**家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じた課題別の効果的な支援等を推進し、成果の普及**を図る。

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- ・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・学校医 等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。
- ・児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、校長等の管理職に対する研修を推進する。
- ・幼児や障害のある子どもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進する。
- ・重大な事案が生じた場合には、生徒指導に関する専門的知見を有する者を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- ・**地域において児童虐待の早期対応**ができるよう、**地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等**に對して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、**研修の充実**を図る。

教育・福祉の連携・協力推進協議会

事例集（改訂版）

令和元年8月
文部科学省
厚生労働省

掲載事例

- 放課後の子どもの居場所づくりについて ----- 2
(千葉県柏市、兵庫県芦屋市、東京都小平市、秋田県北秋田市、青森県青森市)
- 家庭教育支援と子育て支援の連携強化について ----- 9
(和歌山県湯浅町、大阪府能勢町、大阪府大東市、秋田県男鹿市)
- 貧困家庭等の子どもの学習支援について ----- 15
(大阪府茨木市、鳥取県、三重県桑名市)
- 困難を抱えた家庭等への対応に関する学校と福祉関係部局の連携について ----- 20
(東京都足立区)
- 母子保健等と学校保健の連携強化について ----- 23
(三重県名張市、福岡県宗像市、広島県福山市)
- 障害を持った児童生徒に対する支援について ----- 29
(大阪府高槻市、鹿児島県霧島市)
- 医療的ケア児への支援における多分野の連携強化について ----- 32
(愛知県刈谷市、岡山県)
- その他参考事例 ----- 35
(大阪府箕面市)

放課後の子ども居場所づくりについて

課題：放課後子ども総合プランの推進

【現状と今後の課題】

- 新・放課後子ども総合プランを踏まえた一体型の放課後子供教室・放課後児童クラブのさらなる推進が必要
- ・一体型推進に向けた課題の抽出や、その解決のための方策や事例について自治体に周知
- 「小1の壁」の打破等、放課後児童対策に対する様々なニーズへの対応を検討

【事例①：千葉県柏市の取組】

- 概要：余裕教室を活用する放課後子供教室と、敷地内に専用施設をもつ放課後児童クラブを一体型として実施。
- 優れている点：利用する子供について、両スタッフ間において居所を明確にし、子供たちの放課後の安全確保につながっている。

【事例②：兵庫県芦屋市の取組】

- 概要：市内全8小学校で、幅広い人材による児童の居場所づくりと多様な体験プログラム事業を実施。
- 優れている点：放課後児童クラブに対し、放課後子供教室のスケジュールを常に情報提供し、両児童が体験プログラムに参加できる体制を整えている。

【事例③：東京都小平市の取組】

- 概要：地域の方及び保護者の協力により、24種類の教育プログラムを子供たちに提供。
- 優れている点：放課後子供教室と放課後児童クラブのスタッフ間で日常的に児童の情報共有を行うことで円滑にプログラムが実施できている。

【事例④：秋田県北秋田市の取組】

- 概要：学校の余裕教室を活用する放課後子供教室と、学校の校舎に隣接する専用施設をもつ放課後児童クラブを一体型として実施。
- 優れている点：両事業のスタッフが放課後子供教室の活動を一緒に企画・運営している。

【事例⑤：青森県青森市の取組】

- 概要：市内全45小学校区で放課後子供教室を学校施設内に開設し、放課後児童クラブと一体型で運営。
- 優れている点：小学校区毎に設置された協議会において、両事業の担当者や学校等が互いに情報共有をしながら円滑な運営を実施。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組

柏市立酒井根東小学校 放課後子供教室 千葉県柏市

活動の概要

- 平成16年度開設。平日はステップアップ学習会として学習支援、その他長期休業日には体験型講座を実施。
- 放課後子供教室(図書館や空き教室等を活用)と放課後児童クラブ(小学校敷地内専用施設)が一体型として円滑に活動。



図書館活用学習の様子

実施内容

放課後子供教室

対象 希望する児童
(ステップアップ学習会は主に2,3年生対象)

開催日数 平日は週1日、長期休業時は10日間
(年間約35日)

主な開催日 平日の放課後及び長期休業時

子どもの平均参加人数 100人

開催場所 小学校内の図書館や空き教室

放課後児童クラブ

共働き世帯等の児童

週6日
(年間約290日)

平日の放課後及び土曜日
(長期休業時も実施)

50人

小学校敷地内専用施設

プログラムの内容

●ステップアップ学習会(平日)
算数(百マス計算)、国語(漢字検定)、図書館活用学習、理科面白実験

●体験型講座(長期休業日)
シェルレリースづくり、サッカー、折り紙、そば打ち、茶道、魚三枚おろし教室など

ポイント

- 学習意欲の向上と学習習慣の定着など勉強につながる興味・関心を引き出すプログラムを実施している。
- 目標に向かってやり抜く力を大切にしているため、子供たちが日々の成長を実感できるような学習プログラムを組んでいる。
- 放課後子供教室開始前に学習プログラムごとにスタッフが打ち合わせをし、また終了後にも反省会を行い、プログラム内容の充実を図っている。
- 元教員や大学生、地元化学メーカーのOB職員など多様な人材の参画により学習プログラムの充実を図っている。

取組の効果

- 保護者からは、「先生や親とも違う大人とふれあう機会ができた。」「子供たちのやる気に繋がっていると思う。」との声。また、参加児童からは、「自ら進んで、学習できた。」「優しく教えてもらえるので学習会に来るのが楽しい」との感想が寄せられている。
- 放課後子供教室と放課後児童クラブの両方を利用する子供について、スタッフ間において居所を明確にするとともに放課後子供教室実施後には、子供を放課後児童クラブまでの送り届けるなど、子供たちの放課後の安全確保につながっている。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組

放課後子供教室 『あしやキッズスクエア』(市内全8小学校で実施) 兵庫県芦屋市

活動の概要

- ・地域(校区)、教員OBの方々の見守りスタッフと高校・大学生のボランティアによる児童の居場所作り事業と企業・NPO団体等の**幅広い人材の参画による多様な体験プログラム事業**の2つの事業を実施。
- ・児童の居場所作りを通し、子どもの地域とのかかわりの減少や体力の低下、児童が公立学校と異なる学校に通うことにより関係が希薄になることなど、**市の課題解決をはかる事業**としても取り組んでいる。



地元高校生のラグビ一体験プログラムの様子

実施内容	放課後子供教室	放課後児童クラブ
対象	市内在住の全小学1～6年 (公立・私立問わない)	共働き家庭等の小学1～4年 (特別支援児童は小学6年まで)
開催日数	約230日 平日の放課後 (長期休業時も実施)	約288日 平日の放課後及び土曜日 (長期休業時も実施)
主な開催日	平日の放課後 (長期休業時も実施)	平日の放課後及び土曜日 (長期休業時も実施)
子どもの平均参加人数	約30人 (1小学校あたり)	約34人 (1か所あたり)
開催場所	小学校の余裕教室・校庭等	小学校内専用施設・校庭等

体験プログラムの内容

- 落語、将棋、折り紙、ペタンク、習字、芦屋かるた、震災伝承、走り方、スナックゴルフ、世界を旅するイラストレータと絵画、科学遊び、英語、エコ、手芸など
- 企業NPO大学連携・自治体関連プログラム
- 食品、プログラミング、大工、釣り、防災、学芸員と絵画、ソーラーカーなど
- 高校がラグビ一部部の活動の一環、またボランティア委員会として協力し、「子どものやりたい遊びに思いきりつきあひ遊ぶ活動」を実施

ポイント

- 異年齢・異世代が関わり合いコミュニケーションの取れる関係づくりを目指し、「**裏路地の再構築**」をめざしている。
- 子ども達が主体的に「群れで遊ぶ」という考えのもと、児童の自由な居場所作りに努め**、スタッフはルール厳守より、臨機応変な対応での見守りを行ない、体験プログラム参加は、基本自由参加。またアンケート実施し、居場所作り・体験プログラム充実に向けている。
- 保護者や地域の方への説明会の開催等を個別対応など随時行い、放課後子供教室への理解・関心を高めてもらい、**スタッフやボランティアとして協力していただける方を幅広く募って、特定の人に頼らず、子どもが多様な人とかわれよう配慮**。
- 放課後児童クラブに対し、放課後子供教室のスケジュールを常に情報提供をし、同じ場所で両事業の子ども達が一緒に遊んだり、放課後子供教室事業の体験プログラムに放課後児童クラブの子ども達も参加できる体制を整えている。

取組の効果

- ・放課後子供教室の活動内容に関するアンケートで、**保護者満足度79%、児童満足度86%**という結果。
- ・活動内容について特に制限を設けていないが、きめ細やかに安全配慮を行っている児童クラブと事故率は同水準。
- ・児童、小学校、保護者、地域、高校大学、企業NPO、自治体が事業の参加利用・参画・協力をを行い、新たな協働活動となっている。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組

東京都小平市 小平市立小平第八小学校 八小放課後子ども教室 『キラキラ☆らんど』

活動の概要

- 平成16年度開設。地域の方及び保護者の協力により、24種類の教育プログラムを子どもたちにもたちに提供。
- 放課後子供教室(空き教室等を活用)と放課後児童クラブ(体育館内専用施設)が一体型として円滑に活動。

実施内容

放課後子供教室

対象	全年齢 (プログラムによっては対象を限定)	放課後児童クラブ	1～3年生 (心身に障がいのある児童は6年生まで)
開催日数	249日		約300日
主な開催日	平日の放課後及び土・日曜日 (長期休業時も実施)		平日の放課後及び土曜日 (長期休業時も実施)
子どもの平均参加人数	20人 (1つのプログラムあたり)		50人
開催場所	小学校内専用教室、校庭、体育館等		小学校内専用施設(体育館内)

ポイント

- 放課後子供教室の活動全体の企画、調整を行うコーディネーター(学校運営協議会の委員も兼任)が中心となって、地域と学校の連携が実現されている。
- 放課後子供教室と放課後児童クラブのスタッフ間で日常的に児童の情報共有を行うことで、円滑かつ効果的にプログラムを進めることができている。
- プログラム初回には、参加する児童の保護者対象に活動内容の説明等を行う保護者会を実施し、保護者の声を活動に生かしている。

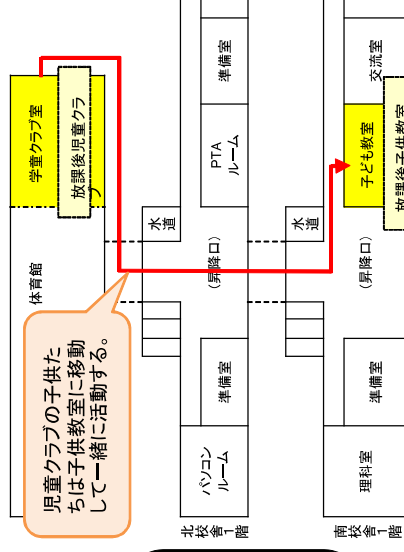
取組の効果

- 児童の約80%が放課後子供教室に登録しており、複数の教育プログラムに参加している児童も多く、多様な体験活動ができている。
- 保護者からは、「学校や親が教えにくいことも体験活動を通じて子どもに教えてくれる。」「学校から帰宅した際、子どもとの会話が増えた。」「参加したことによって友達が増えた。」と好評。
- 大人たちも、自分の持っているものを伝える喜びと子どもの元気を自分の元気とする喜びを得ることができた。



放課後子供教室(生け花教室)の様子

学習支援、英語クラブ、パソコン教室、ロボット教室、生け花、絵手紙、陶芸、工作教室、書道、茶道、琴、花植え活動、紙芝居ワークショップ、サッカー、野球、ソフトテニス、ミニバスケ、よさこいくらぶ、フラダンス など



児童クラブの子供たちは子供教室に移動して一緒に活動する。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組

～前田いきいきタイム(放課後子供教室)・前田小児童クラブ(放課後児童クラブ)～ 秋田県 北秋田市

活動の概要

- ・北秋田市立前田小学校の放課後子供教室(前田いきいきタイム)は学校の余剰教室等を活用し、週に1回程度活動をしている。
- ・学校の校舎に隣接して保育園と放課後児童クラブ(前田小児童クラブ)の専用施設があり、放課後子供教室との一体型として活動している。

実施内容

前田いきいきタイム(教室) 前田小児童クラブ(クラブ)

対象	1～6年生	1～6年生
開催日数	40日	290日
主な開催日	週1回程度	月～土
子どもの平均参加人数	15人	41人
開催場所	体育館・校庭・図書室等	小学校内専用教室

主な活動事例

自然体験を中心に様々な体験活動を実施

- ・畑づくり
ジャガイモや枝豆などの栽培を通じて植物が育つ過程を学ぶ
- ・植物を活用したクラフト教室
学校周辺を探索して拾った植物などを活用したクリスマスリースづくりなど



写真
《上》枝豆収穫の様子
《左》地域探検の様子



ポイント

- 両事業のスタッフが放課後子供教室の活動(交流活動)と一緒に企画・運営している一体型の取組。
- 北秋田市の子供教室では、地域の方による、読み聞かせや昔遊びなどを実施し、夏休みには、地域の名所巡りや、近隣の地区の子供教室に出向き、その地域の子供たちとの交流活動などを行っている。
- 子育ての経験がある地域の方が事業に協力している。

取組の効果

- ・保護者へのアンケートで放課後子供教室の体験活動へ期待するとの回答が90%以上となっている。
- ・放課後子供教室の企画に参加する児童のうち、過半数以上が放課後児童クラブに所属しており、異年齢交流や多様な体験・活動につながっている。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の取組

～放課後子供教室が放課後児童クラブの児童も含め、学校施設内で多様なプログラムを提供～

青森県青森市

活動の概要

- ・平成28年度より市内全45小学校区で「放課後子供教室」を学校施設内に開設し、放課後児童クラブと一体型で運営
- ・放課後子供教室の開設場所は、小学校内の**余裕教室**や**特別教室**を活用している

実施内容	放課後子供教室	児童クラブ
対象	1～6年生 (放課後児童クラブの児童も参加可)	1～6年生 (就労等で保護者が日中家庭にいない児童)
主な開催日	学期中及び長期休業時(夏・冬休み)の平日 学期中の土曜日	月～土
年間開催日数	約110日	約300日
子どもの平均参加人数	平日 平均11人・土曜日 平均21人	平均32人
開催場所	小学校内専用教室、図書室等の特別教室等	小学校内専用教室
主な活動事例	プリント学習、畑づくり体験、スポーツ教室、工作(金魚ねぶた、津軽凧)など	宿題、読書など



放課後子供教室の様子



ポイント

- 一体的な運営により放課後児童クラブの児童も参加しやすい環境となっている。
- 両方に、放課後児童クラブに設置された協議会において、放課後子供教室、放課後児童クラブ、学校等が互いに情報を共有しながら円滑な実施に努めている。
- 地域の特色を生かした体験プログラム(青森ヒバを使った工作、金魚ねぶた、津軽凧づくりなど)や、留学生やALT等が参加する国際交流プログラムを実施している。

取組の効果

- ・保護者からは「放課後子供教室に参加することで、放課後児童クラブとは違った友達と交流ができて良い。」「学校内で活動できるので安心している。」「体験・交流の場では多様な体験プログラムがあり、子供たちが様々な経験ができるので良い。」と好評。

家庭教育支援と子育て支援の連携強化について

課題：家庭教育支援と子育て支援の連携強化

【現状と今後の課題】

- ◆ 家庭教育支援と子育て支援との連携は、教育部局と福祉部局との連携、家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センター等との連携などの形で進みつつある。
課題としては、
 - ・ 連携のための体制整備が不十分であったり地域差があること、
 - ・ 連携するため必要となるお互いの情報を共有していないこと、
 - ・ 家庭教育支援と子育て支援との間で情報共有を行うにあたっての個人情報保護の問題があること、
 - ・ 就学前、就学前後、就学後の切れ目のない支援に向けた体制、仕組みの構築、等の問題が指摘されている。

【事例①：教育部局と福祉部局との連携事例（和歌山県湯浅町）】

- 0歳から中学生までの全ての子育て家庭を訪問し、保護者に寄り添い、孤立した家庭がないよう見守り支援を実施。健康福祉課と教育委員会が協働し、利用者支援専門員と子育て家庭教育訪問支援員が連携して活動。

【事例②：家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センター等との連携（大阪府能勢町）】

- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を有する「子どもの未来応援センター」に家庭教育支援チームを配置しつつ、有機的に連携する仕組みを構築。情報を共有し、家庭全体の支援につなげている。

【事例③：家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センターとの連携事例（大阪府大東市）】

- 就学年齢を含めた切れ目のない支援のため、子育て世代包括支援センターにSSW（家庭教育支援チーム員）を配置し、密連携強化を図りながら保護者に寄り添う支援を実施。

【事例③：家庭教育支援チームと「おがっこネウボラ（男鹿市妊娠・出産・育児包括支援拠点）」との連携事例（秋田県男鹿市）】

- 主に産前から未就学児を対象とするネウボラと、就学後を対象とする家庭教育支援チームが連携して活動することにより、切れ目のない支援を実施。

教育部局と福祉部局との連携事例

～利用者支援事業と家庭教育支援事業との連携による全戸訪問型家庭教育支援～（和歌山県湯浅町）

【概要】

◆ いじめや不登校、非行や万引き、校内暴力などの課題に対し、湯浅町家庭教育支援チームが平成21年度より訪問型家庭教育支援を実施。現在は、健康福祉課と教育委員会が連携し、0歳児から中学校3年生までの全ての子育て家庭を訪問し、保護者に寄り添い、孤立した家庭がいないよう見守り支援を行っている。

【内容】

- ・ 町内の0歳児から中学校3年生までの全ての子育て家庭を、家庭教育情報誌「すまいる」を配布しながら訪問。
- ・ 子育てに関する相談から世間話まで幅広く傾聴することで、保護者に寄り添い、孤立した家庭がいないよう見守り支援を実施。
- ・ 家庭・学校や地域、関係機関からの情報や相談の対応及び支援については、ケースに応じて、学校や関係機関と連絡を密にし、役割分担をしながらチーム対応を実施。
- ・ 平成27年度からは、健康福祉課の利用者支援事業の活用により、「福祉と教育の一体型」で切れ目のない子育て支援を行う体制を整えている。
- ・ SSWであるチームリーダーが要保護児童対策地域協議会に参加し連携（様々な情報共有が可能。）。
- ・ 5歳児健診を活用した連携（チェックリストを活用、関係者（※）による行動観察等を実施し、結果を共有。）。

※教育委員会（指導主事、SSW、子育て支援センター保育士、幼稚園長、保育所長、小学校校長（町内4校））、臨床心理士、小児科医、健康福祉課（保健師）

◆ 情報誌「すまいる」のコンセプト：「つながろう湯浅！」

- ・ 「すまいる2」3才児～中学生の家庭対象
- ・ 「Baby すまいる」0才児～2才児の家庭対象
- ・ 「全戸配布用すまいる」町内全家庭対象

- ～主な内容～
- ・ 園・学校等紹介
 - ・ 子育てアドバイス（漫画）
 - ・ 料理レシピ
 - ・ 行事予定など



【主な効果】

- ・ 保健センター内に活動拠点を置くことにより、日頃から保健師や要保護児童対策地域協議会の職員と連携・協働が可能。
- ・ 利用者支援事業を活用し福祉とも連携することで、未就学時から学齢期まで一貫した子育て・家庭教育支援が可能。
- ・ 全世帯の状況把握が可能で、早期発見や迅速な対応につながる。
- ・ 気になる家庭に対して、継続的な支援や見守りが可能となる。
- ・ 全戸訪問のため、初回の訪問をスムーズに行うことができる。
- ・ 定期的な訪問するため、保護者にとっては、いつでも相談できるという安心感につながっている。
- ・ 保護者と話をすることにより、学校への不信感などが解消され、チームが減少してきている傾向にある。



「家庭訪問」の様子



家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センター等との連携事例 ～子育て世代包括支援センターに家庭教育支援チームを配置した連携等～（大阪府能勢町）

【概要】

- ◆ 妊娠前から学齢期まで切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を有する「子どもの未来応援センター」を設置し、保護者からの相談窓口を一本化。
- ◆ 同センターに家庭教育支援チームを配置し、全戸訪問や講座等を行い保護者とのつながりを構築。

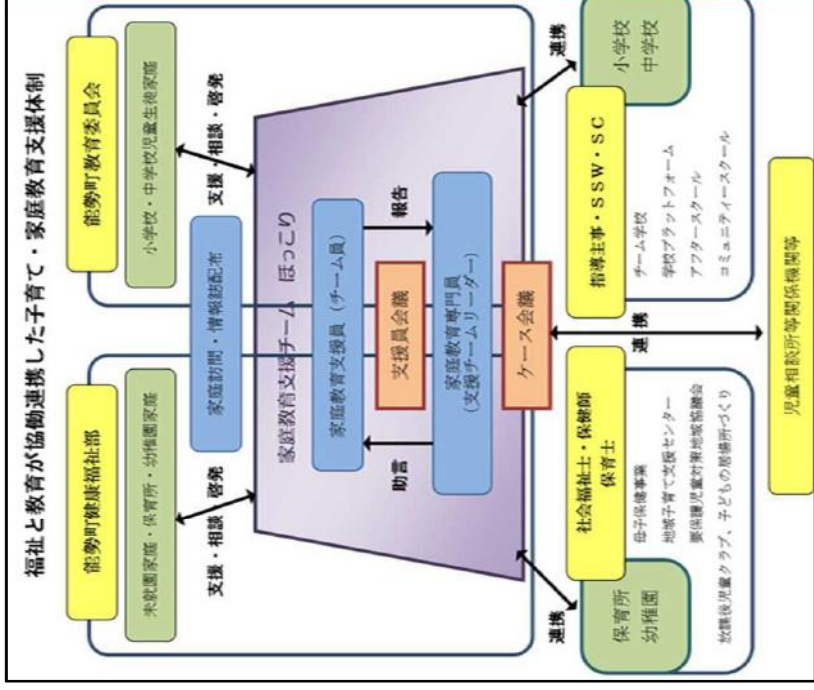
【内容】

- ・ 保護者からの相談窓口を一本化するとともに、チーム員が学期に1回、家庭教育情報誌の配布等と併せて就学前児童（5歳児）及び小学校（1～5年）の全家庭を訪問することにより、保護者との「つながり」を構築。
- ・ 福祉と教育が協働・連携した子育て・家庭教育支援体制を構築。

- ◆ 子どもが創る明るい未来推進会議（全体レベル）（年2回）
 - ・ 構成：健康福祉部（子育て支援・児童福祉・児童福祉・母子保健・要対協）教育委員会（社会・学校教育）、家庭教育支援チーム等
 - ◆ 小・中支援連携会議（現場レベル）（年3回）
 - ・ 構成：児童生徒支援加配教諭、SSW、教育委員会指導主事、家庭教育専門員、福祉担当
 - ◆ 子どもの未来応援センター担当者連絡会議（現場レベル）（毎月1回）
 - ・ 構成：子育て支援担当、福祉担当、母子保健担当、要対協担当、家庭教育専門員
 - ・ 町内の学校において、スクリーニングシートを活用し、すべての児童生徒から気になる子供をピックアップし、適切な支援や対応につなげる取組を試行的に実施。
 - ・ 教育委員会と福祉部局のデータ突合（子ども家庭総合支援拠点の「実情の把握」という業務において、学校版スクリーニングシートを収集し、福祉版スクリーニングシートと突合する。突合の結果、顕在化した「気づき」や「変化」について教育委員会と福祉部局が連携し、事前予防型支援につなげる取組を試行的に実施（※）。
- ※このために必要となる個人情報等の目的外利用又は外部提供について、町の個人情報保護審査会から認められたもの。

【主な効果】

- ・ 家庭の状況や保護者との対話から、家庭が抱える課題を早期発見できた。
- ・ 講座「親学習」により、子育てに対する関心、意欲向上につなげることができた。
- ・ 個別の家庭を養育支援訪問や児童家庭相談等に円滑に引き継ぐことができた。



家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センター等との連携事例 ～共通のメンバーを配置し連携強化を図る～(大阪府大東市)

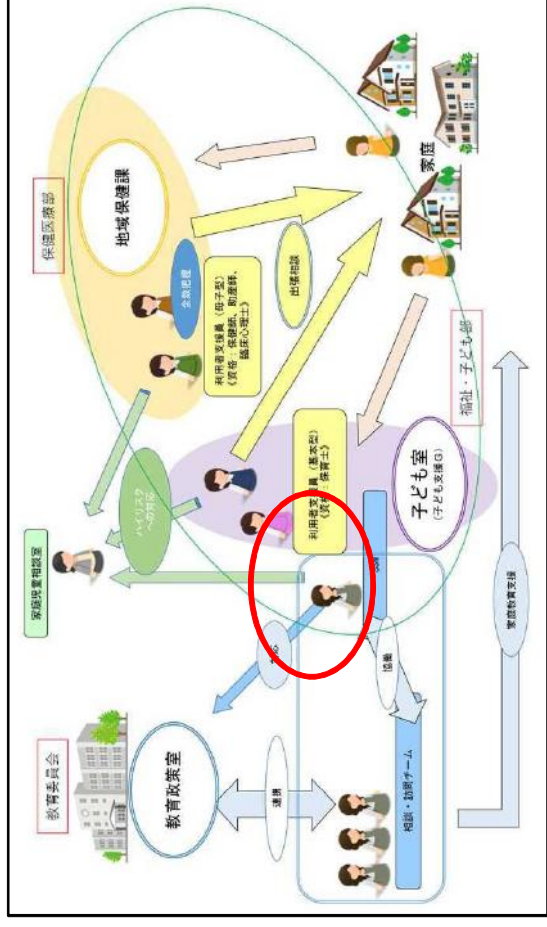
【概要】

- ◆ 子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいたう」を開設し(平成30年8月)、妊娠・出産期から概ね18歳までの幅広い期間における包括的な支援を実施。センターに家庭教育支援チームでもあるスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置することで、連携強化を図りながら保護者に寄り添う支援を実施。

【内容】

- ・ 子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいたう」に子育てに関する情報相談窓口を一本化し、母子保健、子育て支援、学校教育の連携により、妊娠・出産期から子どもが概ね18歳になるまでの幅広い期間における切れ目のない相談支援を実施。センター内にSSW(家庭教育支援チーム員)を常時配置(市内計8名のSSWが交代で配置)し、就学年齢を含めた対応を行っている。
- ・ 家庭教育支援の取組として、小学1年生全児童の家庭を対象に、小学校区単位で編成した相談・訪問チーム(SSW・民生委員・児童委員・青少年指導員・市民サポーター)が家庭を訪問し、相談対応等の支援活動を実施。
- ・ 市内全小学校区(12箇所)でサロン「いくカフェ」を開催。保護者が気軽に子育てなどについて話すことのできる場所として、地域や保護者同士のつながりがづくりを実施。

「ネウボランドだいたう」の実施体制



【主な効果】

- ・ センターの同じフロアに保健師、保育士、SSW等が同席し、ともに仕事をしているため、密な連携状態で相談対応が可能。
- ・ 学校外での児童の様子により気になる児童を発見することでき、家庭の支援につながった。
- ・ 保護者の話を丁寧に聞き取ることができ、保護者の悩みや不安の軽減が図れた。
- ・ 課題を抱える家庭の状況に係る情報の量、質ともに高まった。

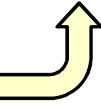
家庭教育支援チームと子育て世代包括支援センター等との連携事例 ～連携により切れ目のない支援を実現～（秋田県男鹿市）

【概要】

- ◆ 子育て経験者をはじめ、子育てサポーター、読み聞かせサポーター、元保育士、主任児童委員など様々な立場の方で構成される「男鹿市家庭教育支援チーム」が、「おがっこネウボラ（男鹿市妊娠・出産・育児包括支援拠点）」と連携し、子育てに関する交流機会や講座等の提供を推進。

【活動内容例】

- ・ チームと保護者がお茶を飲みながら家庭教育や子育てについて気軽に語り合う交流の場（お茶っこサロン）を開設。保護者から生の声を聴き、以後の活動に活用。
- ・ 外部講師による家庭教育に関する学習機会や情報の提供（子育て元氣アップ講座）を実施。お茶っこサロンであがった悩みなど、参加者が日々抱える課題に即した内容で実施。



- 上記の交流機会や講座の開催に当たっては、チームと「おがっこネウボラ」の職員と連携し、講演や相談、情報共有が気軽にできる関係を構築。
- 連携した取組として、「おがっこネウボラ」の臨床心理士を講師に迎え、子育てをする中で起こるイライラの対処法に関する講座等を開催。

【主な効果】

- ・ 主に産前から未就学児を対象とする「おがっこネウボラ」と、主に就学後を対象とする家庭教育支援チームの連携により、切れ目のない支援とWIN-WINの関係を実現。
- ・ 育児や家庭教育に関する情報の収集、共有ができる場の提供が可能となった。
- ・ 困ったときに気軽に相談ができる体制づくり。
- ・ 親同士の子育て仲間づくり支援。
- ・ 学んだことをアウトプットしたり、感想を共有する場の提供。
- ・ チームから一方向の情報提供ではなく、保護者参加型の双方向による情報発信。



「子育て元氣アップ講座」の様子

貧困家庭等の子どもの学習支援について



課題：貧困家庭等の子どもの学習支援

【現状と今後の課題】

貧困家庭等の子どもの学習支援については、生活困窮者自立支援法に基づく事業、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業、地域未来塾等があるが、子どもへの必要な支援を行き届かせる観点や、より効果的な事業の実施といった観点から、

- ・福祉部局が行う学習支援事業と教育委員会が行う学習支援事業と福祉部局との連携
- ・同一自治体において複数の学習支援事業を実施する際の連携等に課題がある。

【事例①：生活困窮者自立支援制度の学習支援事業と教育委員会との連携事例（大阪府茨木市）】

- 生活困窮者自立支援制度の学習支援事業について、市内全域での実施により、各学校との関係性を構築。
- 対象者選定方法において、学校が対象者を選定する「学校長推薦」枠を設け、「生活保護世帯」「ひとり親世帯」以外の世帯に属する子どもについても参加が可能な体制を構築。

【事例②：地域未来塾と福祉部局との連携事例（鳥取県）】

- 「子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議」を設置し、県、市町村の福祉部局や教育委員会が連携して子供の貧困対策に総合的に取り組むための施策を検討。
- 学習支援に関する研修会を福祉部局と教育委員会が交代で開催し、行政担当者のみならず社会福祉協議会、子ども食堂関係者、学習支援ボランティアなど幅広い関係者を対象として事業に関する情報を共有。

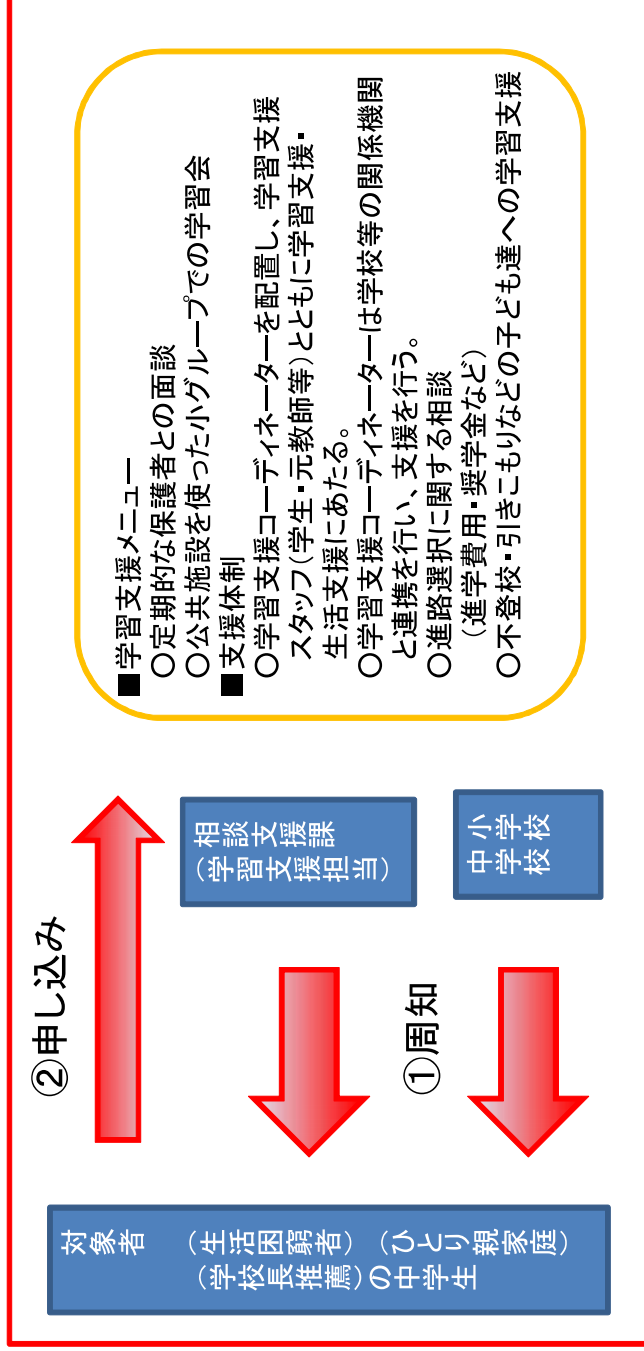
【事例③：生活困窮者自立支援・ひとり親家庭支援の学習支援事業の連携事例（三重県桑名市）】

- 生活困窮者自立支援制度の学習支援事業とひとり親家庭学習支援事業を一体実施（市社協へ委託）。
- 子ども（支援対象者）とボランティア（支援者）の間に「学習支援コーディネーター」を配置することにより、人材が「奪い合い」にならないほか、コーディネーターが家庭と繋がることにより家庭全体を支援。
- ひとり親家庭から、自立相談支援機関に円滑に繋がる。

生活困窮者自立支援制度の学習支援事業と教育委員会との連携事例（大阪府茨木市）

取組概要

- 平成27年度から子どもの貧困対策事業として生活保護世帯・ひとり親家庭などに属する中学生を対象に拠点型学習支援「学習・生活支援事業」を開始。
- 平成29年度より学習会場を拡充（4カ所→6カ所）。生活困窮者自立支援制度の学習支援事業と位置づけ、市内全域での実施により、各学校との関係性を構築する。
- 対象者選定方法において、学校が対象者を選定する「学校長推薦」枠を設け、「生活保護世帯」「生活困窮世帯」「ひとり親世帯」以外の世帯に属する子どもについても参加が可能な体制を構築。



メリット

- 「学校長推薦」枠を通じ、事業実施に関して教育機関も主体的な役割を一部担うことで、福祉部門と教育機関との実質的な連携体制を構築。

教育委員会と福祉部局が連携して実施する学習支援充実事業（鳥取県）

概要

○低所得者対策（子供の貧困対策）としての学習支援について、教育委員会と福祉部局が連携して事業に取り組む。

背景・目的

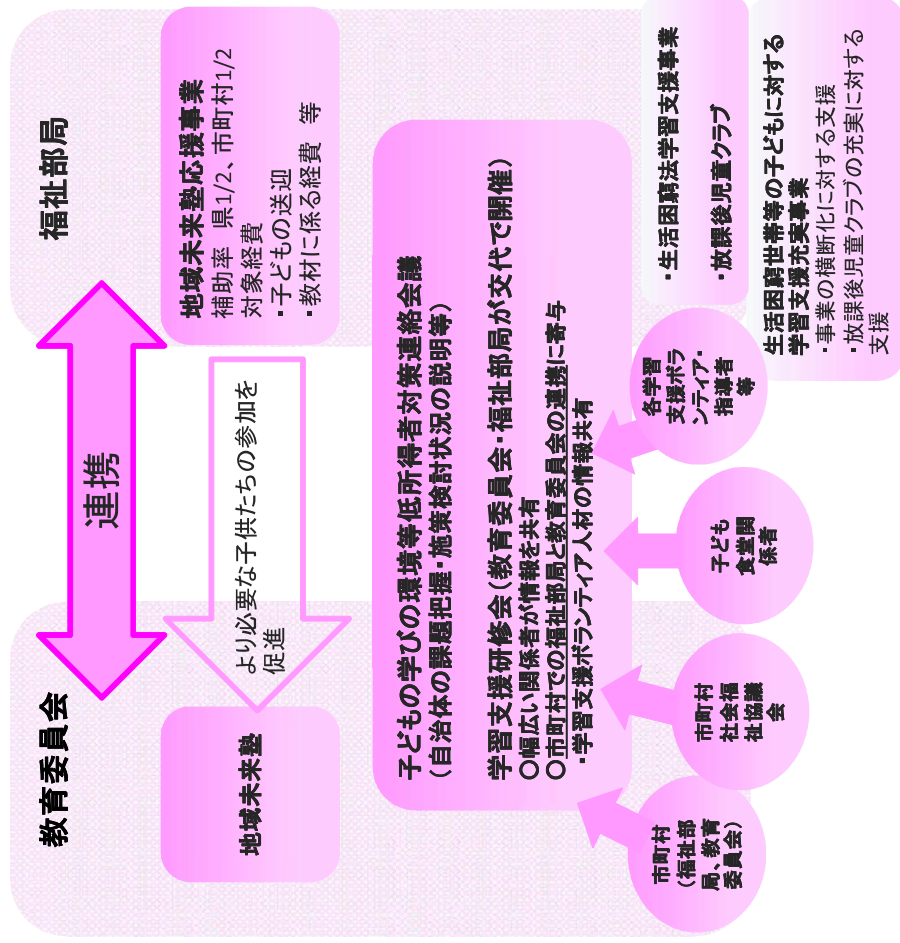
- 県内の生活保護世帯、ひとり親家庭の子供の進学率を向上させることにより、貧困の連鎖を防ぐ
- 経済的な環境によって学習環境が左右されないよう、地域で学習支援が受けられる環境を整備する
- 平成27年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定
- 生活困窮者向け学習支援実施市町村数を平成31年度までに県内全市町村で実施する目標に向け、教育・福祉連携事業等を総合的に推進

具体的な取組とメリット

- 「子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議」の設置
県、市町村の福祉部局や教育委員会が連携して子供の貧困対策に総合的に取り組むための施策を検討。
- 学習支援に関する研修会を実施
福祉部局と教育委員会が交代で開催し、行政担当者のみならず社会福祉協議会、子ども食堂関係者、学習支援ボランティアなど幅広い関係者を対象として事業に関する情報を共有している。
- 市町村の教育委員会と福祉部局の担当者の連携に寄っており、各事業の学習支援ボランティア人材に関する情報共有にもつながっている
- 地域未来塾と地域未来塾応援事業の連携
地域未来塾事業では対象とならない経費を補助することで学習環境を整備。
- より必要な子供たちに対して地域未来塾への参加を促す
- 教育委員会の職員に子どもの貧困対策を所管する福祉部局との併任発令及び教員の当該部局への研修派遣
→教育委員会と福祉部局の連携強化・課題共有

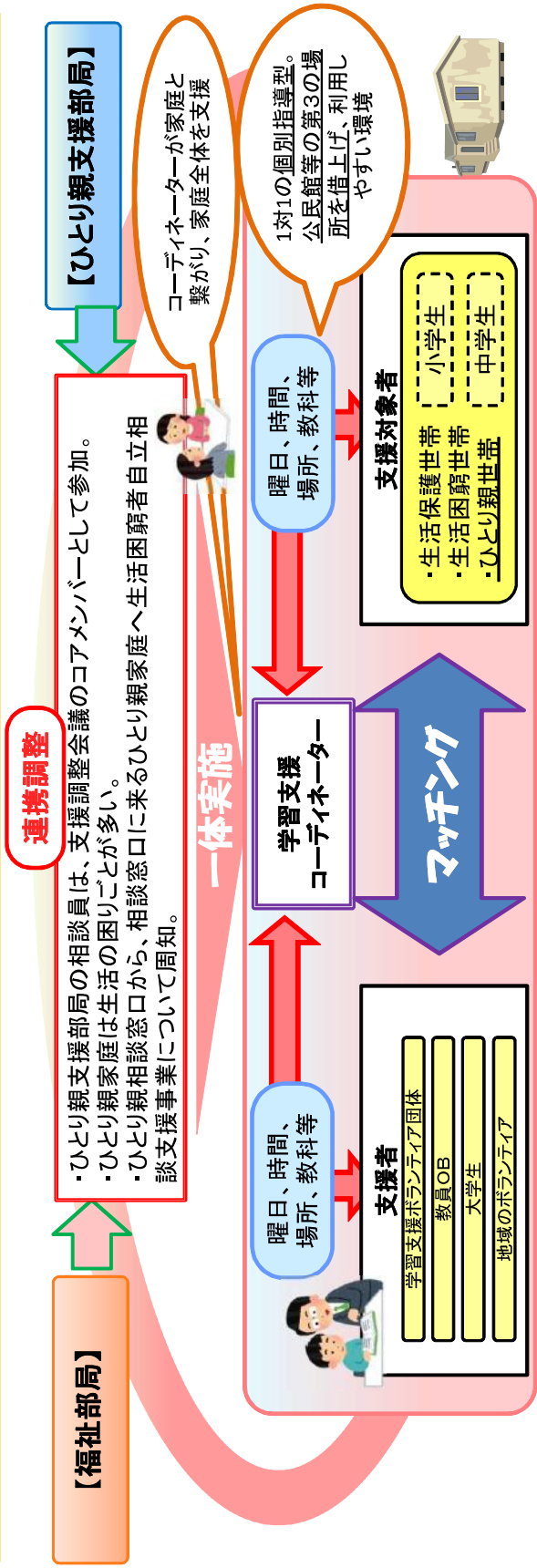
※鳥取県HPと聞き取りで作成

子供の貧困対策としての学習支援



生活困窮者自立支援・ひとり親家庭支援の学習支援事業の連携事例(三重県桑名市)

- 桑名市では、平成27年度より、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業とひとり親家庭への学習支援事業を一体実施(市社協へ委託)。生活保護世帯、生活困窮世帯(福祉事務所長が認める者)のほか、ひとり親世帯の子どもも学習支援事業の支援対象。
- 子ども(支援対象者)とボランティア(支援者)の間に「学習支援コーディネーター」を配置。日時・場所・教科等をマッチングし、個別指導型の支援を実施。併せて、学習支援コーディネーターが家庭と繋がり、家庭全体を支援する方法をとっている。



メリット

- ◆ 複合的な課題を抱えるひとり親家庭を、自立相談支援機関へ円滑に繋げることができる。
- ◆ 学習支援ボランティアが不足しがちであるが、一体実施により事業間での「奪い合い」にならない。

困難を抱えた家庭等への対応に関する 学校と福祉関係部局の連携について

